

令和6年第5回大野町農業委員会議事録

令和6年5月8日、大野町農業委員会会長 目加田 菊次は、第5回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

本日の会議に付した議案

- 報第 9号 農地法第3条の3の規定による届出について
報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議第11号 農地法第3条の規定による許可について
議第12号 農地法第4条の規定による許可について
議第13号 農地法第5条の規定による許可について

出席農業委員（13名）

- 1番 末守 吾郎 委員 2番 馬淵 徳次 委員 3番 内田 博人 委員
5番 河本 茂樹 委員 6番 見屋井 美栄子 委員 7番 河野 正和 委員
8番 目加田 菊次 委員 9番 林 和朗 委員 10番 山村 隆昌 委員
11番 野村 茂雄 委員 12番 加納 賢 委員 13番 清水 誠 委員
15番 飯沼 良一 委員

出席農地利用最適化推進委員（10名）

- 岡田 松榮 委員 林 竜彦 委員 渡邊 靖 委員 所 勝重 委員
久保田 静眞 委員 内藤 昭宏 委員 河田 幸則 委員 小森 富雄 委員
宮嶋 博幸 委員 田代 定 委員

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

- 野津 正明 委員

本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 吉村 康弘 係長 高島 伸圭 係 田邊 貢一 係 若原 宏晃
係 青木 哲平

(令和6年5月8日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日推進委員の野津正明委員から欠席届がでておりますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を11番の野村茂雄委員、12番の加納賢委員にお願いしたいと思います。それでは報第9号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第9号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で321㎡でございます。

2番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で1,578㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で3,966㎡でございます。

4番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で738㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。8筆で4,115㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。2筆で2,374㎡でござ

ざいます。

報第9号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第9号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第10号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第10号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番と2番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年3月31日付で合意解約されたということで、通知されました。

3番と4番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年4月30日付で合意解約されたということで、通知されました。

5番と6番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年4月30日付で合意解約されたということで、通知されました。

7番と8番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による賃貸借権が設定されておりましたが、令和6年4月30日付で合意解約されたということで、通知されました。

報第10号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第10号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第11号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第11号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（譲渡）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は139.46㎡となります。担当推進委員は岡田委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より新規（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は948㎡となります。担当推進委員は所委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は69,980㎡となります。担当推進委員は野津委員でございます。

なお、本日欠席の野津委員から担当の案件については、特段の意見がないということを事務局で伺っております。

議第11号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第11号の1番の案件につきまして、担当委員であります岡田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岡田松榮委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第11号の2番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第11号の1番から3番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第11号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第12号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第12号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第4条の規定により、自己所有農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなって

おり、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。こちらは申請人が自己所有農地を建物敷地、庭及び通路として既存住宅と一体利用するため申請をされましたが、当該地はすでに住宅敷地として利用されており、始末書が添付されております。担当推進委員は内藤委員でございます。

議第12号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第12号の1番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第12号の1番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第12号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第13号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第13号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を借り受け、砂利採取に伴う一時転用をするために申請されました。担当推進委員は久保田委員でございます。

2番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、分家住宅を建築するために申請されました。担当推進委員は久保田委員でございます。

議第13号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第13号の1番・2番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

1番の案件について補足説明させていただきます。申請地の北側と西側は道路に接しており、南側は公園があります。申請地と公園の間には、高さ2メートル程度のフェンスがあり子供が遊ぶ際の安全性にも問題ないと思います。また、古川の区長、小学校・中学校の校長先生、隣地の農地所有者、土地の抵当権者等の関係者から同意をとっております。こちらの土地は県営経営体育成基盤整備事業（パイプライン）の受益地になっており、令和8年から事業開始となるが、転用期間は1年6カ月で事業に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

2番の案件については、事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第13号の1番・2番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第13号の1番・2番の案件について、お認め

いただける場合は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については6月6日9時より行います。よろしく願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第5回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

野村 茂雄



委員

加納 賢

